



114
A 306

乙 第五二三號

十月廿四日

憲政青年大會(第一報)

本日神田錦輝館ニ開キタル憲政青年大會委員長(第一報)ハ出席者セヤニ名
前々時況ニ野政ニシテ長ニ榑曰玄長官川逸カ第十日吉ヲ説明委
員ニ志賀直ヲ書記ニ奉ゲ前川虎三ハ左ノ宣言書ヲ朗讀セリ(原文傳)

維時明治三十一年十月廿三日全國青年大會ハ茲ニ各府縣青年委員ヲ會シ血ヲ
吸リ矢ヲ折リ敢テ神人ニ盟ヒ天下ニ宣言スルノ如シ

今ヤ憲政ヲ治ノ端緒ヲ外藩ヲ責任ノ實隙ニ棄ゼントスル
フ其真相ヲ觀察スレバ外藩ノ利運ノ方ニ分裂ヲ求メ
ルニ拘ハラズ明党内ニ聞キ輒モスレバ利運ノ方ニ分裂ヲ求メ
ントスルノ黨アリ見レ豈邦家ノ大患ニアラズレテ何ゾヤ今ニシ
テ匡濟スルナクシバ積年ノ苦節水泡ニ分レ一垂ヲ擧ゲテ混濁ニ
帰シ竟ニ天白ヲ祥スルノ期ナカラント茲ニ於テカ憲政青年會
成ルヤ

由來吾人青年ハ正ヲ踏んで恐レヌ難ニ遭フテ屈セズ身護ラザル
ズル能ク如ク利禄ヲ輕シムル塵ノ如ク瓦ヲ倚天ニ懐カサルモ
ノヤリ支レ然リ斯ノ老局ニ當リ快ナル之カ一大戰疾ヲ激シ曰
天ノ業ヲ成スモ吾人青年ヲ措テ誰ソ
更ニ堀ヲ放テ細細ノ爪雲倍々急ラ告ケ我唇齒輔車ノ老大帝
國ハ得ニ列強を割ノ否運ニ陷ラントスルノ状アリ斯ノ間ニ於テ
ハ我外交ノ態度果シテ如何
嗚乎内治斯ノ如ク外交斯ノ如シ是レ吾人青年ノ黙セント欲レテ
黙スル能ハサル如ナリ
憂ヲ以テ下ニ項ヲ決シ我志ト共ニ死生実行ノ責ニ任スルヲ
誓フ苟モ反クモノアレバ寸毫モ假藉スル如ク直ニ制裁ヲ加フ
べシ

一 第一 現内閣ヲレテ我党綱領ノ実行ヲおサシムルニアリ
一 第二 曰來ノ感情ヲ一掃シ党紀ヲ振肅シテ我党結合ヲ鞏固
ニスルヲ

(第二號)

憲政党青年會規約案

- 第一条 本會ハ憲政党青年會ト稱シ其事務ヲ憲政党本部内ニ置ク
- 第二条 本會ニ幹事五名常議員十五名ヲ置ク各府縣青年代表ハ何時
タリ共常議員ニ出席發言ヲおシ議決ノ數ニ與ルヲ得
- 第三条 幹事ハ庶務會計其他一切ノ事務ヲ如理シ常議員ハ本會重要
ノ事項ヲ審議決定スルモノトス
- 第四条 幹事及常議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之レヲ選舉ス
但シ再選セラル、ヲ得
- 第五条 本會員タラント欲スル者ハ會員二名以上ノ紹介ニヨリ之レ
ヲ申込ムべシ本會ハ常議員會ノ決議ニヨリ之ヲ許否スルモ
ノトス
- 第六条 本會員ニレテ退會セルト欲スル者ハ其旨ヲ幹事ニ届出兼諾
ヲ得べシ
- 第七条 本會員ニレテ本會ノ体面ヲ毀損シ行ふアルヲ認ムル時ハ常

第八條

詳員會ノ議決ヲ經テ之ヲ除名スベシ
トス
トス
トス

一 通常總會ハ毎年一回之ヲ行キ會員ヲ集會シテ役員ノ改選規約ノ改正及ド事務會計ノ報告ヲカシ其他重要ノ事項ヲ審議ス

二 臨時總會ハ本會ニ關スル重要ナル事項ニシテ通常總會ヲ待ツト能ハサルモノアルハ常詳員五名以上ノ請求ニヨリ之ヲ開ク

三 常詳員會ハ臨時之ヲ行キ會員ノ入會及ド除名又ハ庶務會計等ヲ審議ス

第九條

通常總會及ド臨時總會ハ十日以前ニ常詳員會ハ二日以前ニ通報スルモノトス

第十條

経費ハ會員ノ出資若ツバ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ
右終テ佐久間傳太郎ハ緊急勸誘トシテ憲政大黨ニ於テ前代詳士ハ

十二詳員ニ列レタルモノト定ムルヲ第一詳員ヨリノ代詳士トカス
ヲ全黨本部ノ交渉スル實行委員ヲ十名選挙スルヲ發議シ満場異議ナク之ヲ決シ實行委員十名ヲ詳員長指名ニ任ズルヲトシ全十一時三十分休憩
午後一時十分至議長ヨリ幹事常詳員及ド實行委員等指名報告セシ
ニ善澤不二雄ノ異議アリ之レニ賛成者アリテ指名ハ消滅シ既ニ演説
全ヲ行クノ時刻ニ迫リタルヲ以テ全休分本會ヲ中止セリ

出席人名

- 北村 三郎
- 原 十吉
- 松村 三郎
- 小宮 保吉
- 野中 楠吉
- 山田 保水
- 坂巻 次郎
- 長谷川 逸力
- 楠目 玄
- 天野 政立
- 濱田 辰之助
- 青柳 金太郎
- 加藤 貢
- 三浦 重吉
- 川村 増吉
- 佐久間 傳太郎
- 垣田 源吾
- 宮川 太平
- 小笠原 善美
- 栗原 周吉
- 根岸 貞三郎
- 井戸 鐸英
- 寺岡 泰吉
- 江間 俊一
- 須佐 嘉橋
- 内藤 武兵衛
- 前川 虎三
- 田村 音五郎
- 遠藤 安五郎
- 野野 周作
- 志賀 直
- 比田 間邦助
- 中澤 楠太
- 伊藤 仁太郎
- 有村 徳次郎

吉澤不二雄
清山金太郎

宇田川五郎
山越勢太郎

宮部
金山米次郎

田舎
長谷部耕太郎

澗田

野吉

外三十六名